

農家直営農園 開設整備

自治体情報

人 □ 547,702人

標準財政規模 99,484,381千円

担当課 東京都 八王子市 産業振興部農林課

電話 042-620-7250

ホームページ <http://www.city.hachioji.tokyo.jp>

事業期間 平成20年度から

参考とした施策

関係施策分類

施策の概要

1 取り組みに至る背景

農家の高齢化や後継者不足により農地の遊休地化が拡大している一方で、都市住民の農業や食の安全・安心に対する関心は高まっており、団塊の世代を中心に農作業に関わりたいたいという人が増えている。そこで、そういった人々を新たな担い手として位置づけ、農地の有効活用に結びつけようとする考えが浮上した。

特定農地貸付法の改正により、地方公共団体又は農業協同組合のみが特定農地貸付けを実施できるとする限定が撤廃され、これら以外の者が市民農園を開設できるとされたことから、農家自らに市民農園を開設してもらい、遊休農地解消のための一方策にしたいと考えた。また、東京都が平成18年度から開始した実践農業セミナーの1期生が2年間の研修を終えて卒業する予定であったことから、遊休地化している農地所有者の農園開設を支援するとともに、この卒業生を農園の利用対象者として両者の結びつけを図った。

2 事業内容（目的・目標・方策）

農家直営農園は1区画100㎡を基本とし、その区画面積を自ら耕作できる技術と知識を持った者を利用対象者とする区画貸農園のことをいい、農家の新たな農業経営を確立させていくとともに、広い区画面積に対応できる農作業の能力を持った人材に区画を貸し出すことにより、農地の有効利用と遊休農地の解消を図ることを目的としており、農園の開設にあたり、水道や農機具置場等の施設の設置、耕耘機等の貸出用農機具の購入等、開設整備にかかった費用のうち100万円の2分の1を限度として交付するものとしている。

農家直営農園は、毎年度3農園程度の開設を目標としており、遊休農地の所有者に対して農園の開設を勧めるとともに、実践農業セミナー卒業予定者に対して卒業後の意向調査を行うなどして調整を行い、20年度には3農園44区画、21年度には3農園25区画を開設させることができた。

なお、この農園では農園ごとに農園利用運営委員会を組織させ、農園を自主的に管理させることにより開設者の手間を軽減させている。



3 施策の開始前に想定した事業効果

作付けをしなくても草刈り等の農地管理は必要であり、管理には労力や費用がかかるが、その農地を農園として貸し出すことにより、農地を農地として保全することが出来るうえ利用料が得られるため、高齢の農家や人手不足の農家にとっては開設するメリットがある。また、区画面積を100㎡以上に設定するので、農園の規模が2000～4000㎡位でも利用者を10～20名程度に抑えることができ管理がしやすい。ただし、この農園を開設する場合、固定資産税等の税額を考慮すると、市街化調整区域でないで利用料金の設定が難しく、農園経営として成り立たせることが困難であると思われる。



4 導入にあたり工夫・苦労した点、課題、対処法など

開設する農園の区画数と利用者数の調整に苦労する。100㎡以上耕作するには、そこそこの知識と技術を要するため、研修卒業生だけで定員を確保できればよいが、確保できず公募する場合には技能の審査等、選考に労力を要する。



5 現在の成果・実績、今後の展開など

これまで6農園69区画を開設したことで、17,486㎡の遊休農地を解消することが出来た。本市では今後も農家直営農園の開設を推進していく考えだが、特定農地貸付法に基づく農地の貸付けは「営利を目的としない」ことが要件とされているため、収穫される作物の量からすると貸付面積は1人あたり200㎡が限度かと思われる。それ以上の面積では、耕作に対する労力や出費等を考慮すると、販売することを視野に入れないと負担が大きい。農水省は自家消費量を超えるものについて、直売所等での販売を認めているが実行されている例は少ないと思われる。「営利を目的としない」とすると、いわゆる「市民農園レベル」の域を越えることは出来ず、都市住民を「新たな担い手」として位置づけることへの限界があると思われ、その改善が農家直営農園が真に遊休農地解消策として位置づけられるかどうかの鍵を握るものと考えられる。



予算関連データ 八王子市

平成20年度額 ①～⑤の計		財源内訳(財源区分:①～⑤)				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
1,500千円		0千円	0千円	0千円	0千円	1,500千円
①～④の名称・所管等	名称					/
	所管					
	金額					
	補助率					